

平成29年4月1日

区 長 決 定

板橋区営住宅等における共益費等の取扱いに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、区営住宅等使用者の共通の利益のために共同して支出することを要する費用について必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次の各号に定めるもののほか、東京都板橋区営住宅条例（平成9年板橋区条例第40号。以下「区営住宅条例」という。）及び東京都板橋区営住宅条例施行規則（平成10年板橋区規則第34号）、東京都板橋区立高齢者住宅条例（平成9年板橋区条例第41号。以下「高齢者住宅条例」という。）及び東京都板橋区立高齢者住宅条例施行規則（平成10年板橋区規則第35号）並びに東京都板橋区改良住宅条例（平成15年板橋区条例第40号。以下「改良住宅条例」という。）及び東京都板橋区改良住宅条例施行規則（平成16年板橋区規則第14号）で定める用語の例による。

- (1) 区営住宅等 区営住宅条例第3条に規定する住宅、高齢者住宅条例第3条に規定する住宅及び改良住宅条例第3条に規定する住宅をいう。
- (2) 使用料 区営住宅条例第11条に規定する使用料、高齢者住宅条例第11条に規定する使用料及び改良住宅条例第9条に規定する使用料をいう。
- (3) 共益費 区営住宅条例第16条に規定する共益費、高齢者住宅条例第16条に規定する共益費及び改良住宅条例第15条に規定する共益費をいう。

(使用者負担)

第3条 区営住宅等の使用者（以下「使用者」という。）は、区営住宅条例第16条第1項、

高齢者住宅条例第16条第1項及び改良住宅条例第15条第1項の規定により、使用者の
共通の利益を図るため、区長が特に必要と認める次に掲げる費用（区営住宅を使用する者
は第3号に掲げる費用に限る）を負担する。

- (1) 共同施設の光熱水費
- (2) 共同施設の消耗品費
- (3) エレベーター保守管理費用の45%相当に当たる費用
- (4) 共同施設の清掃費
- (5) 共同施設の低木剪定費用
- (6) その他区長が特に必要と認める費用

(共益費の決定)

第4条 共益費は、前条の規定により区長が実施する維持運營業務の実費に基づき年度毎に
算定する。ただし、算定にあたっては、区営住宅等の本旨に基づき、使用者の生活を圧迫
することのないよう十分に配慮するものとする。

(使用者の意見の聴取)

第5条 本要綱に係る事項については、社会情勢等の動向を考慮し、使用者の生活を圧迫し
ないよう、必要に応じて使用者の意見を聴くものとする。

付 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この要綱は、平成29年度以後の区営住宅等の使用に係る共益費から適用する。